

## 第 80 回産業統計部会議事録

1 日 時 平成30年 6 月 7 日（水） 9 :55～12:00

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

【委 員】

河井 啓希（部会長）、川崎 茂、西郷 浩

【専門委員】

三木 奈都子（国立研究開発法人水産研究・教育機構中央水産研究所経営経済研究センター主幹研究員）

【審議協力者】

橋本 明彦（全国遠洋沖合漁業信用基金協会専務理事）

財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、千葉県、静岡県

【調査実施者】

農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課：窪田課長ほか

農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官室：川名管理官補佐

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村審査官、宮内調査官ほか

4 議 題 海面漁業生産統計調査の変更について

5 議事録

○河井部会長 それでは、定刻より 5 分ほど早いですが、皆様お揃いになりましたので、ただ今から第 80 回産業統計部会を開催させていただきます。お集まりの皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。この部会の部会長を務めさせていただきます、慶應義塾大学の河井と申します。よろしくお願いたします。

本日は 5 月 25 日に開催されました第 122 回統計委員会において、総務大臣から諮問された海面漁業生産統計調査の変更について審議を行います。

部会の構成につきましては、資料 4 - 1 として名簿をお配りしておりますが、この部会の経常的なメンバーである川崎委員と西郷委員に加えて、専門委員として、国立研究開発法人水産研究・教育機構中央水産研究所の三木主幹研究員に、また、審議協力者として、全国遠洋沖合漁業信用基金協会の橋本専務理事に参加していただきます。

それでは、三木主幹研究員から、一言御挨拶をお願いいたします。

○三木専門委員 ただ今、御紹介いただきました三木でございます。統計ユーザーの観点

から、意見を述べさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○河井部会長 ありがとうございます。続きまして、橋本専務理事からお願いいたします。

○橋本審議協力者 橋本でございます。本職は長い名前ですが、どのような協会かよく分からないと思いますが、指定漁業のかつお・まぐろ漁業、それから、大中型まき網漁業、この特定業種について、公的保証を行っている信用基金協会でございます。全国には県別でございますが、業種別の協会としては、全国協会として1つだけ残っております。浅学非才の身ではございますが、審議に協力できるよう努めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○河井部会長 ありがとうございます。御二方には専門的見地から、積極的に御発言いただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、本調査の結果の利活用という立場を含め、オブザーバーとして千葉県及び静岡県にも御参加いただいています。

次に、本日の配布資料につきまして、事務局から紹介をお願いいたします。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、資料の御確認をお願いいたします。本日の配布資料は、資料1としまして統計委員会の諮問資料、資料2としまして統計委員会諮問資料の参考、資料3-1で審査メモ、資料3-2で審査メモで示した論点に対する調査実施者の回答、その他としまして、資料4-1で部会構成員の名簿、資料4-2で部会の開催日程をお配りしています。

資料について、不足がございましたら、事務局までお申し出ください。事務局からは以上です。

○河井部会長 それでは、審議に先立ちまして、私から3点ほど申し上げます。1点目は、部会審議の進め方についてです。本部会の審議は、資料3-1の審査メモに沿って事務局から審査状況と論点について説明してもらい、各論点に対する調査実施者の回答の後、質疑を行うという方法で進めたいと考えています。

2点目は、資料4-2でお示ししている審議スケジュールについてです。本件の部会審議については、本日1回を予定しており、本日の部会で一通りの審議を終了した後、残された時間で答申案の構成についても確認・審議を行い、答申案については、後日、メール等により皆様方にお示しし、書面決議により決定したいと考えています。

また、本日の部会審議の結果については、6月29日開催予定の統計委員会において報告した後、7月に開催予定の統計委員会に答申案を諮りたいと考えていますので、御協力をお願いいたします。

最後に3点目として、本日の部会は12時までを予定しておりますが、審議の状況によっては予定時間を若干過ぎる可能性もあるかと思っております。そのような場合、御予定がある方は御退席いただいて結構です。

以上、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。諮問の概要については、各委員、専門委員、審議協力者の皆様には、既に事務局から個別に説明していただいているとのことですので、審議を効率的に進めるため、この場では説明を割愛させていただきます。詳細な議論につきましては、

個別の事項の審議の中で行いたいと思いますが、総論的なことで、特にここで発言・確認しておきたい点がありましたら、お願いいたします。

○川崎委員 審議の進め方で1点だけお願いと提案なのですが、審査メモに沿ってということで、私は基本的に良いと思うのですが、ただ1点だけ、後ろの方で結構なので、論点として入れていただけたらと思っています。この統計と他の関連統計、特に、流通関係の統計との関係について少し説明を聞かせていただけたらと思っています。この場で突然、お願いする形になるので、御説明に苦勞されるかもしれませんが、無理のない範囲でお願いできたらと思っています。以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。

今、川崎委員から御指摘いただいた流通関係の統計というのは、水産物流通調査という一般統計調査ですが、この調査との関連につきましては、後ほど最後の論点として議論したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○川崎委員 はい、結構です。よろしく申し上げます。

○河井部会長 他に何かございますか。

それでは、資料3-1の審査メモに沿って、個別審議に入りたいと思います。なお、限られた時間で効率的に審議を進めるため、ある程度関連する変更事項について、まとめて御説明していただいて、その後で審査メモの論点に対する調査実施者の回答を踏まえて、審議することとしたいと思います。

始めに、審査メモ1ページの「(1) 調査対象の範囲の変更」及び「(2) 調査事項の変更」について、事務局から御説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 それでは、まず始めに1ページの「(1) 調査対象の範囲の変更」についてです。本調査において対象とする「海面」については、漁業法の規定に基づきまして、農林水産大臣が告示により指定する浜名湖や猿澗湖(サロマ湖)等の6湖沼を含むこととしていたところですが、今回の変更計画では、新たに能取湖及び温根沼の2湖沼を追加することとしています。これについては、関連告示の改正に対応して変更するものであり、適切と考えています。

次に、「(2) 調査事項の変更」のうち、2ページの稼働量調査の廃止についてです。今回の変更計画では、かつお・まぐろ類の4漁業種を営む漁業経営体を対象として、使用する漁船のトン数や操業水域、出漁日数等を把握する稼働量調査を廃止することとしています。これについては、同調査の把握目的としていたWCPFCを中心とする資源管理を取り巻く環境変化等により、調査結果の利活用ニーズが乏しくなったことを踏まえて廃止するとしており、報告者の負担軽減を図るものであることから、おおむね適切と考えられますが、廃止に伴う支障の有無などについて、4つの論点を整理しています。

次に、3ページの「イ 法人番号の追加」についてです。今回の変更計画では、水揚機関用・漁業経営体用の海面漁業漁獲統計調査票及び海面養殖業収獲統計調査票について、法人番号の回答欄を追加することとしています。これについては、政府統計の精度向上に資する観点から、公的統計の整備に関する基本的な計画などへの対応を図るものですので、適切と考えています。

事務局からは以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。それでは、農林水産省から、「(2) 調査事項の変更」の論点に対する回答をお願いします。

○窪田農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 ありがとうございます。

調査事項の変更の論点の中で、特に稼働量調査について4つほど論点が挙がっていますが、まず、その2つ目に挙がっています稼働量調査のデータはどのような推移になっているかという点につきましては、資料3-2の1ページに掲載させていただきましたので、御覧いただければと思います。

それ以外の論点、WCPFCを中心とした資源管理を取り巻く環境の変化に関してのことですとか、あるいは3番目に挙げられています稼働量調査の結果、条約水域内におけるかつお・まぐろ類の稼働日数等の把握・分析への活用を含め、行政施策等に具体的にどのように活用されてきたのか、あるいは4つ目に挙げております稼働量調査の廃止の影響に関しては、一括して御説明させていただければと思っています。まず、稼働量調査についてですが、審査メモの中でも少し書いてありますが、以前は全ての漁業種類を本調査の中で実施していたわけですが、平成18年の見直しの中で、その当時の利活用状況等も踏まえて、沿岸まぐろはえ縄、沿岸かつお一本釣、ひき縄釣、大型定置網のかつお・まぐろ類の4漁業種類に限定し、大幅に簡素化を図って調査を継続することになりました。

その当時、なぜ4業種を残したかということをお申し上げますと、当時の情勢として、西部及び中部太平洋のまぐろの管理を行う委員会である、WCPFCが設立され、太平洋のかつお・まぐろの国際的資源管理が始まったばかりだったという状況でした。

WCPFCが設立直後ということで、この機関においてどのようなデータが必要なのか、非常に不透明な部分が多かったという事情がありまして、かつお・まぐろに関する操業日数データについても、今後、WCPFCへの報告義務が発生する可能性があり、その備えとして、当時、漁獲成績報告書等の提出が義務付けられていなかった4漁業種類については、そのような操業日数のデータを把握する術がなかったため、稼働量調査を継続することにしたものです。ただ、実際に10年経って見えますと、この稼働量調査が実際に活用されたのは、その4漁業種類の中で、沿岸かつお1本釣の操業日数データのみでした。それはどう使われていたかといいますと、平成25年にWCPFCの熱帯性まぐろの保存措置として、めばち・きはだ・かつおを2千トン以上漁獲する漁業については、基準年から漁獲努力量を増加させないという制限が設けられたわけですが、その制限を遵守しているという確認・検証データとして、沿岸かつお1本釣のデータのみが使われたということです。実際には、WCPFCに報告していたわけではなく、WCPFCに根拠を求められたときに提出できるようにしておくということで調査していたということです。

その後、事情変更があり、平成29年にWCPFCの保存管理措置の見直しがあつて、WCPFC自身が漁獲量による管理に移行し、漁獲努力量という制限はなくなったため、この沿岸かつお1本釣の利活用もそれ以降なくなったという状況です。

それ以外の3漁業種類については、10年間一度も利用されず、今後も具体的な利活用は想定されないのではないかと考えています。

このように、利活用がなくなったわけですが、万が一、今後こういうデータが必要になった場合どうかということに関しても、平成18年以降、国内規制も強化されていまして、具体的に言うと、沿岸まぐろはえ縄やひき縄釣、沿岸かつお1本釣といった漁業種類については、平成24年から広域漁業調整委員会の指示による承認漁業になっていまして、漁獲成績報告書の提出が義務付けられているという状況ですので、仮に例えば、WCPFCの非常に大きな方針転換があって、操業データが必要になるという状況でも、この体制により対応が可能ではないかと考えている次第です。

このように利活用が実際になくなったということ、何か必要になった場合は、そういった体制がとれるとの判断から、今回、稼働量調査を廃止しても特段の支障はないのではないかと考えています。以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。ただ今の説明を踏まえ、御意見や御質問がある方は、御発言をお願いいたします。はい、どうぞ。

○西郷委員 論点に挙がっていなかったところで、2点確認したいところがあるのですが、「(1)調査対象範囲の変更」ということですが、本当に純粋な確認です。わずか2湖沼に関することですので、非常に細かいことになりますが、今回、追加された2湖沼は、これまで内水面漁業生産統計調査で調査されていたのかどうか。今回の変更によって、今まで内水面で捉えられていたものが、海面で捉えるという話なのか、それとも、海面漁業の捕捉範囲が純粋に広がるという話なのか、そのどちらなのか教えていただきたいというのが1点です。

あと、通常、捕捉範囲が広がると、結果数値も多少変動が生じる。今までの動きと少し変わることになるので、利用者にとっては、よく言われるデータの接続性が問題になることがあります。この場合は、わずか2湖沼ですからそんなに気にするほどの変化ではないのかなと個人的には思いますが、利用者にとって、何か捕捉範囲の変更が影響することはないのかどうか、その2点だけ教えていただければと思います。

○河井部会長 お願いします。

○窪田農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 まず、最初の質問に関しては、これまで内水面で捉えていたということで、今回の変更によって、これらの湖で獲れるものについては、海面の中で把握していくということです。

2点目に関しては、正確なものを見ていませんが、非常に小さな湖ですので、確かに、ぎりぎり詰めるとデータの連続性がないということではありますが、そんなに大きく数字が跳ね上がるということはなく、特段大きな影響は生じないのかなと思っています。

○西郷委員 ありがとうございます。内水面の方もそのように理解して良いですか。今回移ったのは、多分、内水面の方から見ると、結構大きな湖沼ではないかという印象もあります。大きな湖沼が動くと結構数値が動いたりするかもしれないと思ったのですが、あまりこだわらなくて良いということであれば、全然、構いません。

○窪田農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 内水面の方でいえば、能取湖は確かに、西郷委員がおっしゃるように、全く無視し得るかよく分からないですが、既に漁業実態としては、海面と同じ扱いとしている状況なので、むしろそれに合わせて、今後、

統計も変えていくということです。

○西郷委員 承知しました。

○河井部会長 はい。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 1点補足しておきますと、統計調査の結果への影響につきましては、定義とか範囲の変更があった場合には、結果提供時にその旨を付記する、注記するという取扱いが行われています。例えば、震災等で調査対象から除外したとかというようなものは、その年のデータは変動が起こり得ますということ注記するということをお願いしていますので、本調査についても、当然、今回の変更によって、内水面も含めて、両調査の時系列データの提供に当たっては、そういう付記がなされるものと考えているところです。

○窪田農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 ありがとうございます。もちろん、そういう付記によって、皆さんには周知しようと思っています。

○河井部会長 ありがとうございます。ほかに何かございますか。

もしなければ、私の方から1つ質問させていただきたいのですが、沿岸まぐろはえ縄とひき縄と大型定置網の結果は、行政上は利活用が低くなったということですが、ホームページへのアクセス等、外部利用も低かったということでしょうか。

○窪田農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 ホームページへのアクセス件数は確認しようとしたものの、調査全体でのアクセス件数になってしまって分からない状況でした。ただし、この3漁業種類について、少なくともいろいろ問い合わせが来たといったことは皆無という状況です。

○河井部会長 ありがとうございます。また、都道府県による活用上、支障が生じないかという問題はあるのですが、千葉県及び静岡県では、いかがでしょう。

○篠原千葉県農林水産部水産局水産課企画指導室長 千葉県では、このデータに関しては、特に支障はないと考えています。

○深澤静岡県経営管理部統計利用課班長 静岡県も同様です。

○河井部会長 ありがとうございます。ほかには。どうぞ。

○橋本審議協力者 1点だけ。私の本職にも関わる話なので、稼働量調査の廃止について、1点だけコメントしたいと思います。

漁獲成績報告書を活用できなかったこの4漁業種類について、稼働量調査の対象として残っていたという話ですが、調査実施者からの説明にもありましたとおり、WCPFCの管理が漁獲量管理に移行したこと、それから、私も本年3月まで8年間ほど広域漁業調整委員会の会長をしまして、太平洋のくろまぐろの管理の強化とその経過を逐一見てきた者として、この漁獲成績報告書を含めた承認制等の強化という点で、この稼働量調査を廃止しても、国際管理の面で問題になることはないと思っています。

それから、報告者の負担軽減という観点からも、それに替わって、このような小さな漁業種類に対しても漁獲成績報告書を始めとした報告であるとか、そういったものが充実してきているのが現状であるという点から、問題ないのではないかと思います。以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。どうぞ。

○三木専門委員 稼働量調査の利活用の点に関してですが、先ほどの自己紹介で飛ばしてしまいましたが、漁業経済の分野から調査等をしています。

漁業就業者が、減少しているのは重々御存じだと思いますが、その関係で漁獲努力量的なものを把握したいというところでは、このような稼働量調査というのは重要なものがあります。ただ、同様の調査がないか見渡しますと、1つは、漁業センサスの海上作業従事日数というものがあります。こちらは漁業就業者単位でとっています。もう1つは漁業経営調査で、主要漁業に関してどのぐらい海上に出たかとか、そういうデータは分かりますが、標本調査ですので、かなり数としては絞られるという特徴があります。

今、2つ申しましたが、そういう意味で稼働量調査のデータも重要ではあるのですが、この4漁業種類に限られているという意味では、やはり利用範囲としては限定的であろうと思います。以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。ほかには、特にございませんか。

ということは、皆様、おおむねこの変更に対しては御理解いただけたということで、この部会として了承ということによろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、続きまして、審査メモ3ページの「(3) 調査方法の変更」について、事務局から説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 それでは、「(3) 調査方法の変更」についてです。今回の変更計画では、水揚機関用・漁業経営体用の海面漁業漁獲統計調査票及び海面養殖業収獲統計調査票について、従来の調査員調査又は郵送調査と併用して、オンライン調査を導入することとしています。

これについては、報告者の利便性の向上、調査結果の正確性の確保及び統計調査業務の効率化等の観点から、おおむね適当と考えられますが、オンライン回答の円滑な実施や利用促進を図るための方策が適切に実施されているかなど、3つの論点を整理しています。事務局からは以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。それでは、農林水産省から論点に対する回答をお願いいたします。

○窪田農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 1点目として、オンライン回答率の向上を図る観点からの周知方策はどういったものか。2点目として、オンライン調査票を導入するに当たって、報告者の記入のしやすさ等に配慮したものとなっているのかどうか。そして、3点目として、パソコンのみでなくスマートフォンやタブレットなどのモバイル機器による回答可能性ということで、3点ですが、併せて説明させていただきます。

本調査は、水揚機関と漁業経営体に対する調査になります。漁業経営体の場合は、全てが自計調査ということで、自ら書いていただいて報告する形になってはいますが、水揚機関については、3つの方法で集めていまして、1つは自計報告ということで、自分で報告していただくということですが、そのほか、統計調査員による面接聞き取り、あるいは統計調査員が資料を閲覧して調査票に記入するといった方法で集めています。そのようにいろいろな方法がある中で、今回、オンライン調査の導入の主なターゲットは、自計報告している人たちになると思っています。今回、回答率向上を図る観点から、幾つかの方策を

実施しようと考えていまして、1つは、全ての調査対象にオンライン調査の利便性が分かるパンフレット等の配布及び説明によって周知を図っていくこと、2つ目としては、ID・パスワードを事前配布すると同時に、未回答の報告者に対する督促時にも改めてオンライン回答を周知すること、3点目は、調査票上にオンライン回答可能であることを明記したいと考えています。

3点目につきましては、現行の調査票案では明記していないため、本部会において、調査票の修正案を提示させていただきたいと思っています。具体的には、資料3-2の別紙1で調査票案が付いていますが、この右上の方に赤字で書かせていただきましたが、「調査票の記入及び提出はオンラインでも可能です」という表記を追加するよう、変更させていただければと思っています。

また、報告のしやすさということでは、誰もが対応しやすいような文字の大きさを選択できるようにするとか、プルダウンメニューから漁業種類や魚種を選択ができるようにするといったことも考えています。

ただし、我々の悩みの共有ということになってしまうわけですが、本調査の報告者には、高齢の方もたくさんいらっしゃいますし、そういった方はパソコンなどの扱いに馴染んでいない方も多く、かつ、本調査の特徴として、魚種や漁業種類には地方名称があるため、回答が非常に複雑化してしまうという複雑な事情もあります。

今回、全ての報告者に対してオンライン回答を勧めようとは思っていますが、特に、海面養殖業のうち、比較的本調査で報告されているような1魚種のみを養殖しているような漁業経営体は非常にオンラインに移行しやすいのではないかと考えていまして、そういう比較的移行しやすい者に対して重点的に推進することによって、初年度の回答率の向上を図っていきたいと考えています。

また、3点目として挙がっています、スマホ、タブレットの活用の余地に関しましては、今回からパソコンでのオンライン調査を導入しますので、まずはその回答率向上を目指すことが先かなと思っています。以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。ただ今の御説明を踏まえて、御意見や御質問がある方は、御発言をお願いいたします。

いかがでしょうか。おおむね皆さん、オンライン調査を進めることについては、御異論はないでしょうか。どうぞ。

○川崎委員 大変良い取組かと思います。以上です。

○橋本審議協力者 1点だけ質問してよろしいですか。

○河井部会長 どうぞ。

○橋本審議協力者 このオンライン調査の導入については大変結構なものだと思うのですが、実際に報告するときは、コンピューターを使ってネットに繋げて、報告用のページにアクセスして、様式に基づいて報告することになるのですか。

○窪田農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 そういうことになります。

○橋本審議協力者 報告者が何かソフトを入れてとかいうことではないわけですね。要するに、ネット環境さえあれば、回答できるということですか。

○窪田農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長　そうですね。ネット環境さえあれば、IDを配りますので、IDを入力していただいて、アクセスしてということです。

○橋本審議協力者　分かりました。ありがとうございます。

○河井部会長　ありがとうございます。どうぞ。

○三木専門委員　オンライン回答の導入は良いことだと思うのですが、農林水産省が説明されたように、現場を回ると、高齢の方々がいらっしゃることも多くて、パソコン導入が進んでいるところは進んでいるのですが、進まないところはなかなか進まないというのが実情です。ですので、様子を見ながら、時間を少しかけて進めていくということが重要なと思います。

○西郷委員　同じ意見ですが、報告者数が、4,000 ぐらいですよ。確かにオンラインでの回答を進めていくのは政府全体の方針ではあるのですが、一方で、相手があつてのことですので、むしろいろいろなオプションを増やして回答率を上げる、回答しやすい環境を整えていただくことの方が重要なので、回答率を上げること自体を目的化してしまうのは、調査全体にとっては良くないということもあると思いますので、今、三木専門委員がおっしゃったような形で、無理のない範囲で進めていただければと思います。

○河井部会長　ありがとうございます。ほかに何かございますか。

私からも2点質問したいのですが、こういうオンライン調査を進めるとしたときに、やりやすさとか記入についての問題点みたいなものに関して、プレテストとかアンケートなどをされていれば、その結果について教えていただければというのが1点。

2点目として、協力をお願いするとしたら、漁協とかいろいろな団体を通じて、オンライン回答をこうすれば良いのだよという普及活動などをしないとだめだと思うのですが、そういう試みはされるのか。

○窪田農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長　プレテストについては、行っておりませんので、とりあえずぶっつけ本番という言い方はあれですが、導入してみようと考えています。

また、団体を通じての協力依頼ということですが、むしろ、統計調査員がいますので、広く統計調査員にいろいろパンフレット等を配っていただくとか、そういう形で周知するのかなと思っています。さらに、先程の説明でも申し上げましたが、例えば、養殖業で1魚種しか養殖していない方というのは、何魚種も作っている方よりも非常に簡単に回答できますので、そういう方は、比較的オンラインに移行していただきやすいと思っていますので、そういう方を現場で見つけてもらって、より強く周知するといったことを考えています。

○河井部会長　ありがとうございます。ほかに何か。どうぞ。

○川崎委員　先程、手短に良い取組とだけ申しましたが、少し言葉足らずなところがあったかもしれないので補足しますが、これは、農林水産省に対しての意見というよりも、我々全体で共有すべき意識ではないかと思うのですが、先程の西郷委員の御発言にも関連して、コストパフォーマンスが本当に良いのかという問題が、実はあると思うのです。これだけの報告者数だと、何十万円もかけて報告者数4,000で割算すると、報告者1人当たり幾ら

掛かるのかと考えたら、紙の方が圧倒的に安いということも起こるわけです。

ですから、本当のことを言うと、政府で一律押しなべてオンライン化せよという動きが合理的なのか、というのを疑った方が本当は良いと思うのです。ただ、実施するという方向で動いているので、やる以上はこういういろいろな配慮をした取組を実施していただきたいというのが私の意見で、そういう意味で良いということなのですが。何を最後に言いたいかという、過剰にコストを掛けない程度に実施していただきたいということが言いたいことです。以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 西郷委員の御指摘のとおり、オンライン回答を導入することが目的ではなく、報告者の利便性向上を考慮した回答方法を導入することによって、全体の回答率向上を図るという意味で、オンライン回答の導入、拡充という取組を進めているところです。

また、オンライン回答で得られた情報については、入力等の手間が要りませんので、審査、集計・公表作業についても効率化が可能となります。そういう意味でも、オンライン回答の促進を政府全体で進めているところです。

そういう中で、いろいろな調査で画一的に対応を求めるのではなくて、中には、例えば、エクセルで管理されているような報告者であれば、それをコピーして貼り付けてメールで送るといった簡易な方法も採っているという調査もあります。この調査は、そういう方法も可能ですか。

○窪田農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 メールは想定していません。

○川崎委員 セキュリティー問題もありますから、メールでというのは、私はあまり賛成しません。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 当然保護を掛けてというやり方です。そういうコストを掛けずにやるという意味においても、セキュリティーが担保できる形での対応ということです。

確か漁業センサスではそういう簡便な方法によるオンラインの拡充ということで、安全を確保しつつ簡便な方法でという取組を行っていたと記憶しているので、そういう取組を同じ省内でするので広げていただけたらと思います。

○河井部会長 ほかにいかがでしょうか。

いろいろな案というか、もちろん報告者が一番回答しやすいようにやるというのが大前提で、しかも正確な回答をしていただけるような工夫をいろいろされた上で、システム等の構築をしていただければと思います。コストを掛けないということもありましたが、その点を留意していただければと思います。

おおむね方向性については、皆さん同意されているかと思いますが、何点かの留意点に考慮した上で推進するという事で部会として了承としたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、次の論点に移らせていただきます。次は、審査メモ4ページの「(4) 調査事項の基準となる期間及び調査の周期の変更」につきまして、事務局から説明をお願いいた

します。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、資料3-1の「(4) 調査事項の基準となる期間及び調査周期の変更」についてです。今回の変更計画では、海面漁業漁獲統計調査におけるかつお・まぐろ類に係る調査の期間を半年ごとから1年間に変更するとともに、調査の周期を半年から1年に変更することとしています。

これについては、行政ニーズの変化を踏まえ、報告者負担の軽減を図るものであることから、おおむね適当と考えられますが、調査周期等の変更に伴う利活用上の支障の有無など、4点を論点として整理しています。事務局からは以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。それでは、農林水産省から論点に対する回答をお願いいたします。

○窪田農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 4点ほど論点が挙がっていますが、まず、1点目のこれまでの半年単位で把握してきたかつお・まぐろ類のデータにつきましては、資料に載っていますので御覧いただければと思います。

それ以外に3点ほど論点が挙がっていますが、2点目として、資源回復対象魚種の漁獲量が終了した平成23年以降もかつお・まぐろ類の漁獲量について、引き続き半期ごとに調査してきた理由、3点目として、具体的な利活用について、4点目として、調査周期の変更の影響についてです。これらを一括して御説明させていただきます。まず、1点目として資源回復計画との関係については、全てのかつお・まぐろ類の漁獲量については半期ごとに調査実施していたということではなく、先ほど御説明しました稼働量調査との関係で、稼働量調査対象の4漁業種類に係るかつお・まぐろの漁獲量を半期ごとに把握していたということです。

なぜ半期ごとに把握していたかということですが、かつお・まぐろ類については、特に北緯20度以北の太平洋に生息するくろまぐろについて、WCPFC、先ほども申し上げました太平洋西部や中部のカツオ・マグロを管理する委員会ですが、そこから委託を受けて北太平洋まぐろ類国際委員会、ISCとっておりますが、資源評価及びWCPFCの科学的助言を行っており、その評価には当該年の6月までの漁獲量を加味していたということです。

そのような状況の下、行政部局からはISCの分析結果を検証する意味でも、本データを活用したいという強い要望がありましたので、平成27年以降も調査を継続したということです。

ただ、先ほどの稼働量調査の廃止のところでも御説明させていただきましたが、事情が大分変化してしまっていて、現在は、太平洋くろまぐろに関しては、沿岸はえ縄、かつお一本釣、ひき縄の3漁業種類については、先ほど申し上げましたように承認漁業となっていますので、漁獲量の報告、漁獲成績報告書という形で義務が課せられている状況になっています。

また、残る大型定置網についても、国から県に対し、毎月の漁獲量報告を求めている状況ですので、行政部局において、4漁業種類の毎月のデータの集計がされているというのが現状です。

更に言いますと、平成30年からは、くろまぐろは漁獲可能量制度、TACとっていますが、TACの対象魚種となっています。この対象魚種となるということは、全ての漁業種類において、くろまぐろを獲った際には、その都度、報告が義務付けられるということで、漁獲量については、非常にきめ細かく行政部局で把握できるようになったというのが現状です。

今まで申し上げましたくろまぐろ以外のまぐろについてはどうかということに関しては、正直申しまして、6月時点でそれ以外のまぐろの漁獲量が必要であるという声はなく、そういったことを総合しまして、今回、かつお・まぐろ類の調査については、調査周期を他の魚種と併せて1年に変更したいということです。以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。ただ今の御説明を踏まえ、御意見や御質問がある方は、御発言をお願いいたします。半年ごとから1年ということですね。千葉県と静岡県の方、いかがでしょう。

○篠原千葉県農林水産部水産局水産課企画指導室長 千葉県ですが、特に支障はありません。

○河井部会長 ありがとうございます。

○深澤静岡県経営管理部統計利用課班長 静岡県も支障なしです。

○河井部会長 ありがとうございます。ほかにもし意見がなければ、この件については了承という形でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次の論点に移らせていただきます。次は、審査メモ5ページの「(5)集計事項の変更」及び「(6)集計結果の公表の期日の変更」について、事務局から御説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 それでは、まず、「(5)集計事項の変更」についてです。

今回の変更計画では、概要公表に係る集計事項につきまして、これまで詳細公表で提供してきました「漁業種類別・魚種別漁獲量」を追加するとともに、都道府県別に表章してきた「漁業種類別漁獲量」及び「魚種別漁獲量」につきまして、大海区別にも表章するよう変更することとしています。

また、詳細公表に係る集計事項につきましても、稼働量調査の廃止に伴いまして、関連する集計事項を削除するとともに、利活用ニーズの低下した集計事項の一部廃止及び表章単位の変更を行うこととしています。

これについては、統計利用者のニーズや調査結果の利活用の実態を踏まえて変更するものであり、おおむね適切と考えられますが、集計事項の廃止・変更に伴う効果や影響、利活用上の支障の有無など、4つの論点を整理しています。

次に、「(6)調査結果の公表の期日の変更」についてです。今回の変更計画では、概要の公表期日を「調査実施年の4月30日まで」から「調査実施年の5月31日まで」に1か月遅らせるよう変更することとしています。

これにつきましては、先ほど説明しましたとおり、概要公表に係る集計事項の追加や表章単位の変更に伴いまして、必要な集計期間を確保するために変更するものであり、統計

の正確性の確保の観点から、おおむね適当と考えられますが、変更に伴う統計利用上の支障の有無など、2つの論点を整理しています。事務局からの説明は以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。それでは、農林水産省から、論点に対する回答をお願いいたします。

○窪田農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 まず、集計事項の変更ということで、論点が4つ挙がっています。今回変更する集計事項の具体的なニーズ、どのようなニーズに対応するものか。2点目として、概要公表において追加又は表章単位を変更する集計事項は、どのように利活用され、現在、どのような不都合が生じているのか。提供することによって、どのような効果があるかということ、3点目、4点目については、廃止又は表章単位を変更する集計事項は、どのように利活用されてきたのか、それらの改善を図る余地や支障は生じないのかということです。

この4つの中で、特に1点目は全体に係ることですので、おいおい各項目を説明しながら、説明させていただければと思います。まず、2点目の概要公表の件につきましては、むしろ、こことその次に説明した「調査結果の公表の期日の変更」とも関連しています。公表時期を踏まえた実査から公表までの具体的スケジュールはどうなっているのか、調査結果の利活用をみて支障はないかということですが、これらを併せて、説明させていただければと思います。

今回、どのようなことを行うかといいますと、現在、概要公表として4月30日までに公表を行うことになっていますが、実は、その後、4月に公表を行った項目に幾つかの項目を加えて、具体的に言いますと、漁業種類別・魚種別漁獲量と大海区別漁獲量の概数です。そういったものを加えて、6月にもう一度公表しています。もう一度というのは、追加的に公表を行っているという状況です。

今回、6月に公表している項目を全て1回目で公表したいと考えています。ただし、それを4月に全て公表することは作業的に難しいので、5月31日に全て含めて公表したいということです。

なぜ5月に公表したいかということ、実は、6月に追加で公表している事項、漁業種類別・魚種別漁獲量及び大海区別の漁獲量ですが、これが非常に行政部局として使われています。どのように使われているかということ、漁獲可能量、TAC制度を決める際の資源評価の基礎データとして利用されているということです。

TACのスケジュールは、どのようになっているかということ、漁期の早い魚種については6月に、我々が公表したすぐ後から資源評価が始まり、8月には生物学的許容漁獲量、生物学的にどれぐらい獲って良いかということだと思えますが、それが決定され、その後、11月にTACの決定といったスケジュールになっています。行政部局から、今のスケジュールだと非常にタイトでなかなか資源評価が十分にできない、非常にタイトなスケジュールになっているということで、それを5月31日までに公表してもらえないかという強い要望があったものです。そういった観点から、6月に公表していた内容も含めて公表時期を早めるという意味で、5月31日に公表したいということです。

それに伴って、どういったスケジュールになるか。新たな公表時期を踏まえた実査から

公表までのスケジュールということで、(6)の1の論点ですが、現在は1月から3月にかけて実査を行い、4月30日までに取りまとめて、第1段目の公表を行います。そして、それ以外の追加的な公表を6月に行います。その後、調査結果を精査して確定値を翌年2月頃までに逐次公表していくということです。これが、1月から3月までの実査期間は変えずに、4月に公表していた事項と6月に公表していたものを併せて、全て取りまとめて、5月31日までに一挙に公表する。その後はこれまでと同様に、更に調査結果を精査した上で、翌年の2月までに確定し、逐次公表していくということです。

こうした場合、つまり4月に公表していた事項に関して言えば、1か月遅れることになりますので、何か支障がないのかと、当然そういう御疑問もあるかとは思いますが。我々としては、4月30日までに公表を行ってほしい、現在、4月30日に公表している事項について、4月30日でないとどうしても困るといふ、特段の支障があるといった声は、いろいろ行政部局等とも話合いましたが、ないと思っています。むしろ6月に追加的に公表していたものを1か月早めて公表するというので、利便性は向上するのではないかと考えています。

それが、論点2の関係で、残りの論点3と4の関係で、いろいろ廃止又は表章単位を変更する事項について、どう利活用されて、そうした場合に支障がないかということですが、1点ずつ説明させていただければと思います。まず1つは、特殊魚種別漁獲量の廃止についてです。特殊魚種別漁獲量とは何かということですが、獲った魚のうち、餌に仕向けられるもので、まいわしや、かたくちいわしについて調査しています。また、養殖の種苗に向けられるもの、あるいは海産ほ乳類の捕獲頭数の公表を行ってきたわけです。

これ自体は、漁業種類別や魚種別の漁獲量の内数ということですが、意図としては、なぜこのような公表を行っていたかということ、より詳細なデータをいろいろ把握したいということで公表していたと考えていますが、実際、利活用があったかということ、必ずしもそうではなく、行政部局ともいろいろ話していますが、我々としては特段の利活用は確認できなかったということです。

それ以外にも、これらの漁獲量は非常に微々たるもので、例えば、まいわし、全体では多い数ですが、餌に仕向けられるものというのは、1,000分の1にも満たない非常に微々たるもので、例えば、資源評価を行う場合は、別に餌用と食用に区分しているわけではないですし、そもそも餌に仕向けられるものとか、養殖種苗というものについて言えば、大体、需要者が決まっているので、データを見てもあまり変動がないという状況です。このようなことも考え合わせると、引き続き把握していく意義は非常に乏しいのではないかと、そういう面で廃止しても支障がないのではないかと考えている次第です。

2点目は、海面養殖業の大海区別、県別大海区別の表章の廃止ですが、なぜ表章してきたかということ、まず説明した方が早いかと思います。平成13年に行政部局において広域的な水産資源の回復を図る目的として、広域漁業調整委員会が設置され、広域的な海域で資源回復管理が開始されたところです。それに合わせて、日本周辺海域、つまり、広域漁業調整委員会の所掌範囲ですが、我が統計も日本周辺海域を9区分に整理して表章するようになったという経緯があります。その際に、漁業と養殖も生産される魚種が競合して

いるといった観点も考えて、海面漁業だけでなく、海面養殖業の双方について表章してきたというのが経緯だと思っています。

ただ、その後、事情変化がありまして、1つは、養殖業については、いろいろな制度ができて、国が養殖の魚種ごとの生産数量を全国的に設定することで管理していくという枠組みができ、そちらで管理していくことになったこと。そもそも考えますと、海面養殖業は自県の沿岸域で生けす等によって行われていますので、海面漁業とは異なり、魚が回遊するものでないといった面で、大海区別の資源管理は行われていませんので、特段、大海区別の養殖の表章は必要ないのではないのかと思っています。実際に行政部局と協議しても、そういった利活用はないということで、廃止したいということです。それが、海面養殖業の大海区別の表章の廃止の理由です。

3点目として、市町村別集計の廃止ということです。市町村別集計については、まず、どのように使われていたかということに関していえば、平成18年ぐらいまでは、農林水産省の出先機関である各統計事務所が都道府県ごとにありましたが、そこで、沿岸漁業等動向把握地域協議会というものを毎年開催していました。そこには、統計の方、あるいは試験研究機関の方、都道府県の方、関係機関の方が集まられて、地域ごとの沿岸漁業の動向について、協議・検討、情報交換を行っていたわけです。

ただ、実際いろいろな事情からこの協議会も廃止され、市町村別統計のそういった利用もなくなったという状況です。平成19年に協議会が廃止されていますが、それ以降10年が経過して、いろいろ行政部局とも話し合ったわけですが、特段の利活用は、確認できなかったという状況です。

行政部局というのは、国の行政部局ですが、それ以外に、これに関しましては、我々の地方組織、地方農政局を通じて水産県を中心に複数の道県について、利活用状況を確認してみました。22道県ぐらいに聞いたのですが、半数以上に当たる11県が利活用はないという回答でした。また、利活用の実績があるとした県も、メインのデータではなく、参考データとして使用していたという県が多かったように思っています。

資料3-2の別紙4で、一覧表として付いていますが、半数以上が「×」。「×」は利活用がないとか、あるいは確認できなかったという県で、「△」は利活用があるといえはありますが、参考データとして利用している、さらに、22県の中で1県のみ、明確に利活用があるという回答を得ています。

別の角度から説明しますと、市町村別のデータについていえば、実は、水産庁で漁港ごとの生産量を調べて公表している漁港港勢調査という調査があります。漁港ごとの水揚量と考えていただければ良いと思います。我々の調査は属人統計ということで、人の所在しているところで生産量が決まりますが、漁港港勢調査は属地調査、漁港で揚げた生産量を把握しているということで、若干、性格は違うところがありますが、ある程度の市町村の数字は把握可能ではないかと考えています。

もう少し言えば、利活用がなかった理由を聞いてみると、そもそも自分のところでいろいろ調べているので必要ないという回答を複数の県からいただきました。参考データとして自県内のデータを利用しているということであれば、県を通じて県内の漁協に聞き取る

ということもできるのではないかと考えていまして、全く利活用がないとは思っていませんが、半数以上というか多くの県で要らないという結果も出ています。使われている場合でも参考データ程度、例えば、県のPR資料の中で、ここではこれぐらい獲っているとか、あるいは要人が行く際にバックデータとして利用しているというような回答でした。参考データとしての利用の仕方について説明していただいた県はありますが、そういったことであれば、漁港港勢調査でも何とかある程度は代替できるのではないのかと考えています。

もう少し述べさせていただくと、現在、市町村別統計を作成するに当たって、こういう言い方はどうかとは思いますが、手間暇が掛かっています、非常にコストが掛かっている状況ということも、最後に申し上げておいた方が良くかなと思って、回答資料にも書いています。

水揚機関において、経営体が所在する市町村ごとに調査票を作成するために、1漁港当たり6枚から7枚の調査票を作成しています。別紙5に図が書いてありますが、現在は市町村別に把握するという事で、水揚機関、つまり漁協ですが、漁協は幾つかの市町村にまたがって管理している状況になっていますので、漁協に聞く際に、複数の調査票を提出していただかないといけません。これが市町村別の集計がなくなると、1つの漁協で作成する調査票は1枚と非常に効率化する。効率化ということは、いろいろな面でメリットがあります。さらに申し上げれば、先ほどオンラインの導入の話がありました。オンラインにするには、現在のように調査員からの他計報告ではなく、自計報告になりますが、このように調査票が簡素化することによって、自計報告していただく人も増えてくるのではないかと考えていまして、そういった面で言うと、オンライン回答率も向上していくのかなと考えています。最後のところは、非常にサブ的な話ではありますが、そういう面もありまして、市町村別集計を廃止させていただければと思います。

少し長くなりましたが、以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。ただ今の説明を踏まえて、御意見や御質問がある方は、御発言をお願いいたします。

○川崎委員 大きな方向は、今の御説明を聞いて分かりました。特に問題があるということはないのですが、結果表章の簡略化と思っていたら、今までの御説明をよくお聞きしていますと、調査方法も簡略化になるということでもあるような気がするのです。だから、報告者負担の軽減というのも、実はもう1つ、統計作成の上では大事な要素でもあるので、その意味でも、利用ニーズとのバランスということがあるのですが、それに支障がない限りにおいては、確かに良いことではないかなと思いました。

ただ、そうすると、報告者数は、従前に比べると減るという理解で良いのでしょうか。そうであるのであれば、結果の詳細度合いは減るが、その代わりにこれだけ報告者数も減って報告者負担も軽減できるということをはっきりと行っていただいても良いのかなと思います。そういうメリットも明確にさせていただいても良いのかなと思ったので、少しお尋ねしてみたいのですが。

○窪田農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 すみません。報告者ということであれば、本所・支所を含めて漁協単位で1とカウントしていますので、報告者数が減る

というわけではありません。

○川崎委員 別紙5で調査票の作成枚数が6枚と書いてあるのが従前であり、今回の変更により、作成枚数は1枚と書いてありますが。

○窪田農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 そうですね。調査票が6枚なのですが、報告者としては、漁協に聞いていますので、報告者数としては1とカウントしているということです。

○川崎委員 従前は、カウント上は1としていたということですね。

○窪田農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 そうということです。

○川崎委員 今回変更しても、見た目にはそんなに変わらないということですか。

○窪田農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 そのとおりです。

○川崎委員 実態として、まとめて記入できるということですか。

○窪田農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 実態として、効率化していくということですよ。

○川崎委員 分かりました。ありがとうございました。

○河井部会長 調査票枚数は、減るということですね。それでは、西郷委員。

○西郷委員 私も今の川崎委員の御指摘と同じように、集計事項だけではなくて、調査票の作成方法まで変わるということだったので、むしろ違う点からの意見を述べたいと思います。従前は個票まで戻れば、市町村別の集計ができていたものが、もし集計をしないことに伴って、まとめて1枚の調査票で作成するということになるのと、個票まで戻っても市町村別の集計はできなくなるということですよ。

そうすると、例えば、二次利用を考えたときに、行政以外に、研究レベルで使っている方もおられますが農業などでは、地域の農業政策の振興などに当たっては、地点の情報というのは、かなり重視されているような印象を持っているのです。

そのため、単に集計だけではなくて、個票レベルでの情報量の簡略化というか、もっと直接的な言い方で言えば損失になるため、もっと広い意味で、研究まで含めた利用者にとって支障がないのかどうかというのが、お話を伺っていて気になったのですが、その点はどうでしょうか。むしろ、私よりもパワーユーザーの方に、その点について御意見いただければと思います。

○河井部会長 その点いかがでしょうか。

○窪田農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 確かに、個票に戻っても、市町村別に集計ができなくなるということは、事実です。

ただ、申しあげましたように、別途、漁港港勢調査という港ごとの調査がありますので、そちらから集計することによって、市町村別のデータ、生産量はある程度把握できる。属地と属人という把握の違いはありますが、そちらのデータを利用させていただくのかなと考えております。

○西郷委員 生産量だけだと、そういうことになると思うのですが、まさに漁村の形成であるとか、生産を上げるに当たって、労働力はどのように投入されているのかということまで調べようとすると、大丈夫なのかなという気もしたのですが、その点はいかがでしょ

うか。

**○窪田農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長** 現状も生産統計ですので、生産量だけを捉えていまして、労働力とかそういったものについては、漁業センサスでという仕分けで統計をとっています。

**○三木専門委員** 今の議論で、市町村別に分ける手間暇がとても掛かるというのは本当にそのとおりだと思うのですが、西郷委員がおっしゃったように、市町村別のデータというのは非常に重要です。各地方農政局が出されている都道府県別の農林水産統計年報というのがありまして、農業、林業、そして水産業の部分が市町村別に記載されています。

今も話にありましたが、漁業センサスのデータも載っています。もう一方で、この調査の生産量のデータが掲載されていて、まさに両調査のデータを見ながら、現地に入っているのが一般的なスタイルです。そのため、市町村別の集計結果が失われるというのは、先ほど西郷委員が損失という表現をされましたが、少し大きいなと思います。

本調査の市町村別結果がなくても、漁港港勢調査と自県データ、漁協からの情報収集で代替できるというお話があったかと思いますが、例えば、千葉県の銚子で考えますと、あそこは属地的には、まき網による沖合漁業の魚が大量に水揚げされていて、属人的には非常に生産量が少ないところです、本調査と漁港港勢調査のデータには全く違う側面もあり、あるいは漁協に聞いて吸い上げるということもあると思うのですが、漁協合併がこの頃複雑になっていまして、千葉県の例ですが、市町村をまたがっての漁協合併も結構出てきています。しかも飛び地的な合併もありますので、数字がきれいに出てくるかということ、そうでもなかったりするという事情がありますので、むしろ統一的に調査していただけると、非常に基礎的データとしては助かるという面があるかと思いますが。

**○河井部会長** 今、千葉県の話も出ていましたが、千葉県の方、どうでしょうか。

**○篠原千葉県農林水産部水産局水産課企画指導室長** 千葉県から利用実態についてお話しさせていただきます。千葉県の場合は、沿岸で様々な漁業が行われていまして、地域によって、いろいろ特徴があります。1つは、例えば銚子のように大量に揚がるような地区もありますし、九十九里のように砂浜で貝を採っているような地域、南の方に行くと、あわびを採ったり、内湾へ行くとあさりを採ったりしています。流通の実態も、内湾の方は比較的相対取引があったりと、様々な実態がある中で、やはり地域の特徴を把握する1つの大事な情報と認識しています。

特に、例えば、昨年度、振興計画というのを県で作成したのですが、その際の基礎的なデータも市町村ごとにとって、地域方針をいろいろ作成していきます。地域の具体的な実態に合わせた方針をどう作るかという基礎データとして、市町村別結果のデータを使っています。

また、試験研究の分野では、地域ごとの資源管理を行う際の情報として、種苗放流をした際の効果とか、魚礁を入れた際の効果とか、千葉県では、この情報を非常に重要な情報として位置付けています。

それと、近年、地域振興ということで、市町村ごとに町おこしみたいなものを行います。その際に、全国で1番獲れる市ですよ、というのをPRするとき、やはり公平性があ

て信頼性のあるデータを基にPRしていくというのは、切磋琢磨、お互い市町村同士、切磋琢磨して行っていますから、そういった面でも、この市町村別結果は、非常に大切なデータであると思っています。

先ほど、三木専門委員がおっしゃったように、漁港によっては、属地のデータだけだと、県民である漁業者の生産の実態が見えなくなってしまうようなところもあつたりしますので、千葉県としては、是非とも引き続き、市町村別データの活用をさせていただきたいと考えています。

もう1点ですが、別紙4を見て驚いたのですが、千葉県以外の県が利用していない、利用しているのは千葉県だけではないかという話を内部でしていました。各県に対する聞き方がどうだったのか、各県の水産行政の担当が本当に必要ないと言ったのか、庁内でも疑問に思うところがあったので、一応報告だけさせていただきます。

○河井部会長 ありがとうございます。静岡県はいかがでしょうか。

○深澤静岡県経営管理部統計利用課班長 今、千葉県が説明されたように、22道県に確認されるに当たって、市町村別結果を利活用している・していないというところを、「○」・「△」・「×」で示されているのですが、参考データ程度というところも利活用という面では利用していると捉えると、先ほど、12道県が「×」で、半数以上とおっしゃられていたのですが、全く使われていないということではないと思います。

静岡県は「△」ですが、私は統計部門の人間ですので、水産行政を所管する水産資源課に聞いてみたところ、千葉県がおっしゃっていたように、魚礁を設置する漁場整備事業とか、増殖場設置事業、種苗放流事業の結果の検証に当たって、施策により投資した効果がどのくらいあるかという結果を求めるときに、市町村ごとの漁獲量のデータは非常に重要なので、市町村別集計につきまして、継続を強く要望するということを伝えてきてくれと言われてきています。先ほどのアンケート結果だけ見て、各道県で使われていないと言い切ってしまうのは、乱暴な感じが否めないかなと思います。

○河井部会長 以上の件、いかがでしょうか。

○窪田農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 まず、アンケートをどのように行ったかということですが、我々の地方組織がありまして、ブロックごとに地方農政局があります。農政局の担当者から各県に確認したということです。

我々も別に全く使われていないとは思っていません。整理として、「△」や「○」という違いはありますが、「×」のところに関しては、明確に使われていないと回答していただいたものを「×」と付けています。聞き方がいろいろあると言えはあつたかもしれませんが、我々としては、使われていないという幾つかの理由としては自分のところで把握しているのでほとんど市町村別データの意味がないとか、あるいは市町村別データですと、対象数が少なくなって、プライバシー保護の観点から秘匿しないといけないような市町村も多く出てくるわけですが、そういった秘匿が多いから使えないですといった意見があつたところを「×」としており、「△」、「○」については、多分、使われているのかなという形で整理したという状況です。

幾つか利活用があるという御意見をいただいたとは思いますが、我々としては、利活

用が全くないとは思っていません。何度も申し上げますように、漁港港勢調査というものがありますので、それである程度は代替できるのかなと思っけていまして、例えば、全国ランキングということでも漁港港勢調査からでも出ますし、ある程度は利用できると思っけています。

確かに、属人と属地で、銚子港の例が出ていましたが、銚子の場合でいいますと、漁港港勢調査ではトップですが、属人調査でいうと、ベストテンにも入っていないのではないかとと思っけていまして、我々の意識としては、むしろ漁港港勢調査の方が実態をよく表しているのかなと思っけています。例えば、我々の調査は属人調査ですので、東京都特別区というのも上位に入ってくるわけですが、この調査よりも、漁港ごとの水揚げを調べている漁港港勢調査の方が、むしろ地域のいろいろな資料として活用していくという場合には使いやすいのかなというのが、我々の意識です。

○河井部会長 漁港港勢調査で代替できるのではないかという御意見に対しては、三木専門委員と千葉県はいかがでしょうか。

○三木専門委員 先ほど銚子の例を出させていただきましたが、両方のデータを見て、差がある場合はなぜというような見方をしています。差があるということは、属地でほかの市町村の方が水揚げされているというように、逆も同様です。それぞれ港の特徴がありますので、それに即して生産の状況を、水揚げという面と生産という側面の両方を見る必要がありますので、どちらが良いというよりは、両方あった方が良いという意見です。

○河井部会長 はい、千葉県。

○篠原千葉県農林水産部水産局水産課企画指導室長 千葉県も、実はこの属地の調査結果というものは使っています。特に、銚子のように他県の船が大量に入ってくるような漁港の振興の部分では、この属地の調査結果を活用させていただきます。

ただ、属人についても、三木専門委員から御指摘があったように、特に、地域のローカルな部分で、その人たちがどれぐらい生産を具体的に上げているのかといった情報を、例えば、具体的に言うと、県の議会関係とか、マスコミ関係とか、そういったところに説明する際の信頼できる情報の1つとしているので、今までどおり使っていきたい。是非、使わせていただく方向で議論を進めていただければと感じます。

○河井部会長 ありがとうございます。今の意見を受けて、川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 大変深い議論をしていただいたので、私も大変勉強になりましたが、この話を私なりに整理すれば、要するに、報告者の負担軽減とか、調査の効率化、ユーザーニーズのバランスをどう取るかということだろうと思っけています。

もう一方で、調査を実施される農林水産省から見れば、やはりいろいろな意味での効率化、負担軽減もしなければいけない。とはいいいながら、ユーザーの声をどうバランスを取ったら良いかということだろうと思っけています。そうすると、アウトプットを減らした部分をほかの代替情報で補えないかというのが、今、御説明になったことだと理解しました。

そうすると、私は2つ申し上げたいことがありまして、1つは、やはりこの海面漁業生産統計が、一体、ほかの統計とどういう関係があるのか、役割分担をもう少しはっきりしていただいて、例えば、市町村別はほかの統計に譲るのだというなら、その点をはっきり

させた上で、ユーザーとのコミュニケーションを図っていただき、ある程度、納得いく結論を得ていただきたいと思います。

その場合に、ほかの統計として、先ほど漁港港勢調査というのがありましたし、タベ調べて気づいたのですが、水産物流通統計というのがあります。これは、水揚量の統計なので属地だと思いますが、例えば、そういうものの統計と組み合わせて、今のような問題を解決できないか。何を申し上げたいかという、ユーザーのニーズを最大限満足する努力が、当然必要ではあるのですが、もう一方で、効率化や負担軽減も求められているので、そういう中で、今後どうしていくのかということだと思います。今回、すぐ結論が出るかどうか分かりませんが、この答申の議論の中で、そこを検討していただいたら良いかなというのが1点です。

それから、もう1つは、今回、結果の公表のところで初めて、調査の行い方として、従前は支所の方に聞いていたのを本所だけに聞くというように、従前と異なる新しい調査方法に変えるということになっています。しかしながら、報告者数は全く一緒というのは、非常に困ったことだと思うのです。これは別に農林水産省が悪いと言っているのではなくて、報告者数とは何かというものを、もう少し政策統括官室にも、是非、協力をお願いしたいのですが、概念をはっきりさせないといけない。形式的な報告者数なのか、要するに統計用語で言えば、統計単位とか調査単位です。そういうものをはっきりさせて整理していかないと、すごく誤解が生まれてしまうという気がするので、そこは今後の統計委員会での審議自体の課題として意識したら良いかなと思います。

今ここで、私はどっちのバランスを重視したら良いのかという結論を持っていないのですが、今のような観点から、最終的な整理をしていけたらと思ったので、意見を申し上げました。以上です。

○河井部会長 はい。西郷委員、よろしいですか。

○西郷委員 特に付け加えることもないかもしれませんが、ニーズがないというか、必要性が乏しいという議論のときに、道県によっては、自分のところで調べているから必要ないという御説明があったのですが、情報は必要なのですが、自分のところで調べているから、基幹統計調査として調べる必要はないというように、情報の必要性和、それに付随した統計の必要性をどのように位置付けたら良いのか。もしそういうものがあつたときに、基幹統計調査の方でそれを止めましょうと整理すべきなのか。情報として必要なのだから、それも踏まえた上で基幹統計調査の方で把握すべきだと整理すべきなのかというのは、考え方の整理としては、どちらもありそうな気がするのです。

だから、情報としては必要だが、今までは基幹統計調査の結果を使っていないから、要りません。それでは基幹統計調査の方で止めますというのは、もう少し議論が必要なのではないかという印象を持ちました。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 すみません。川崎委員からの御指摘にお答えしておきたいと思います。

私どもが承認しています調査計画では、別紙5に書いてある見直し後の体制とされている部分が、承認されているものです。つまり、承認している内容と現在の調査の実情が異

なっているため、報告者数が変わらないという事態になっています。ですから、別に、報告者数の概念がどうというよりは、承認している中身と異なる実態で行われていたというところが、原因かと思う次第です。これは、今回の諮問とは切り離して私どもも処理したいと考えています。

○河井部会長 市町村別集計の件につきましては、ユーザーニーズが高いということが確認できましたが、コストも掛かるというのが農林水産省の御意見ということで、市町村別集計についてはまだ解決できていないというか、再検討が必要な面があるというのが皆さんの御意見と私は解釈しました。

ほかにも特殊魚種別漁獲量とか、大海区別の集計の廃止とか、そちらの方については、御異論はないということでもよろしいですか。はい、どうぞ。

○三木専門委員 特殊魚種別漁獲量のところで質問ですが、これと別に、養殖のところで把握している種苗養殖販売量と投餌量というものがあると思うのですが、この漁業向け活餌販売量とか、種苗採捕量というものは、今、申し上げた項目と接続しているものだと思うのですが、これを一方だけ廃止するというのは、少しアンバランスだなという印象があります。

また、特殊魚種別漁獲量は、割と時事的なものが含まれているという印象です。しらすうなぎが一番と思いますが、単位が大きすぎてよく分からない感じです。ぶり類のもじゃこ、あと海産ほ乳類の方も環境問題とか国際的な観点からも、削除するのは、どうなのかなというところがあります。あともう一つ、活餌の方です、まいわし、かたくちいわし、今年、こうなごも併せて餌用魚が大分不足している状況の中で、大変気になるところです。

○河井部会長 いかがでしょうか。

○窪田農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 少し説明が舌足らずだったと思いますが、三木専門委員がおっしゃられた種苗養殖販売量とか、投餌量についても、今回併せて廃止するということです。特に、餌用の項目だけを廃止するというものではありません。

また、イルカ、鯨に関して、自然保護というか、環境団体でしょうか、そういった御指摘がありました。特段、そういう問合わせもなく、このほ乳類に関して言えば、沿岸で捕られているものより、非常に少ない頭数の統計だということでした。

○河井部会長 しらすうなぎとか。

○窪田農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 天然種苗の販売、しらすうなぎにしろ、ぶりにしろ、実際に利活用は確認できなかったということです。全体に占める量も100トンと非常に微々たるもので、毎年変動もないことから、廃止しても特段の支障はないと考えています。

○三木専門委員 すみません。確認です。廃止対象として考えている項目として、先ほどの特殊魚種別漁獲量だけではなくて、養殖の項目としてあります種苗養殖販売量と投餌量も無くすということですか。

○西部農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課課長補佐（漁業生産統計班） 海面養殖業の投餌量と種苗養殖販売量の御質問でしょうか。

○三木専門委員　そうです。

○西部農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課課長補佐（漁業生産統計班）　説明が足らず申し訳ありません。海面養殖業の投餌量と種苗養殖販売量については廃止対象ではありません。

○三木専門委員　先ほど接続と言ったのは、海面の方で、例えば、ぶりのもじゃこを捕ると、それが養殖に回るわけですよ。それと人工で販売している業者さんとかもいらっしやって、それが養殖業の種苗養殖販売量になる。多分、漁獲した分と、養殖屋さんが作ったのと、それらのトータルがぶりの養殖屋さんに種苗として回っていくという話だと思うのです。

だから、そういう全体の絵の中で、天然産増養殖向け種苗採捕量というのも捉えられていたと思います。それが落ちてしまうと、全体的な絵が描きにくくなるかなと思ったのです。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官　捕った稚魚が養殖に回るというサイクルが見えなくなるということでしょうか。

○三木専門委員　天然種苗は、漁船漁業が捕るものと、それとは別に、人工の種苗もあり、それらが養殖に上がってくる。それで全て捉えられているとも思いませんが、大体捉えていると思えば、両方見ないと種苗の供給の面では全体像として描けないかなと少し心配します。

○河井部会長　申し訳ありません。まだ少し議題があるので、今の市町村別集計の件と、今の特殊魚種別漁獲量の件について整理していただいた上で、次回、回答していただくという形でもよろしいですか。

○窪田農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長　はい。分かりました。

○河井部会長　よろしく申し上げます。それでは、今の市町村別集計の件と、あと特殊魚種別漁獲量を廃止する件につきましては、もう1回、次回の部会で報告していただきたいと思います。

それでは、次の論点に移らせていただきます。次は、審査メモ6ページの「前回答申における今後の課題への対応状況」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官　それでは、「前回答申における今後の課題への対応状況」についてです。前回答申におきましては、稼働量調査の対象をかつお・まぐろ類に係る4漁業種類に限定して実施することとされたことに伴いまして、漁業経営体に関する基本的事項に係る統計が継続的に整備されるよう、今後の課題として、5年ごとに実施される漁業センサス及びその中間年は標本調査により適切に把握するよう指摘されています。

これを踏まえ、農林水産省では、平成19年以降、漁業センサス及びその中間年は漁業センサスを母集団とした標本調査により実施している一般統計調査である漁業就業動向調査におきまして、所要の漁業経営体数に係る事項については、集計・公表しているところで

す。

この点につきまして、平成28年1月に開催された統計委員会基本計画部会におきまし

て、未諮問基幹統計の確認審議の中で確認・評価されていますが、漁業に関する構造統計と位置付けられる漁業センサスに対し、本調査は漁業に関する生産統計と位置付けられ、本調査と漁業センサスとの内容については、お互いに整合性を保つことが重要と考えられることから、今回の本調査の変更内容が整合的なものになっているか、確認する論点を整理しています。事務局からの説明は以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。それでは、農林水産省から論点に対する回答をお願いいたします。

○窪田農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 審査メモの中でもありましたが、本統計と漁業センサスとの間では、本統計は、水産業に関する統計体系において、水産資源管理や水産物の自給率の算定などに利用するため、漁獲量を把握する生産統計として位置付けられています。

一方で、漁業センサスは、我が国の水産行政の基礎資料を整備するために必要な生産構造及び就業構造を把握する構造統計と位置付けられているということで、役割が明確になっているわけですが、今回の本調査の変更内容は、そういった役割分担を踏まえた上での改正ということですので、今回の改正と漁業センサスの変更内容は、整合的なものになっていると考えています。以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。ただ今の御説明を踏まえ、御意見や御質問のある方は、御発言をお願いいたします。特にないようでしたら、この件については御了承いただいたということにしたいと思います。

それでは、次の論点に移らせていただきます。審査メモ7ページの「未諮問基幹統計の確認審議における指摘事項への対応状況」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、「未諮問基幹統計の確認審議における指摘事項への対応状況」についてです。

平成28年1月に開催されました統計委員会基本計画部会における未諮問基幹統計の確認審議において、本調査では、漁獲量のほとんどを把握可能な漁業協同組合等の水揚機関に対する調査を基本として実施しているほか、一部の調査対象については、調査に替えて、行政記録情報等を利用するなど、複数の情報源を基に作成されていることを踏まえ、情報漏れや重複計上を防止し、引き続き、統計精度の維持・向上に努めるように指摘されています。

これについて、農林水産省は、引き続き、調査の準備段階で調査方法ごとに調査対象名簿を整理し、漁業経営体の重複や把握漏れのないようにするとともに、把握した漁獲量について、農林水産省本省や地方農政局等の調査系統の多段階において、前年比や変動要因等を確認し、統計の精度・向上に努めているとしています。

これについては、統計精度の維持・向上に資する取組として、おおむね適切と考えますが、更なる改善の余地はないか確認する論点を整理しています。事務局からは以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。それでは、農林水産省から、論点に対する回答をお願いいたします。

○窪田農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 報告者の負担軽減、利便性の向上、あるいは統計の正確性の確保、統計調査業務の効率化の観点から、これまでの調査員調査及び郵送調査に加えて、今回、オンライン調査を導入しようということで、効率化を図っていこうと思っています。

また、効率化、あるいは統計の正確性の確保にも繋がるかと思いますが、今回、新たに幾つかの漁業種類、資料3-2の13ページのところで表に出っていますが、新たに追加する漁業種類ということで書いています。このような漁業種類について、漁獲成績報告書等を利用して把握するというので、このような面でも報告者の負担軽減を図り、効率的に調査を実施しようということで、不断の努力をしているところです。以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。ただ今の説明を踏まえて、御意見や御質問がある方は、御発言をお願いいたします。

それでは、これにつきましても御了承いただいたことにさせていただきます。

それでは、次は、部会の最初の方で、川崎委員から指摘された水産物流通調査との関係につきまして、審議を行いたいと思います。

それでは、川崎委員からもう少し説明をいただけますでしょうか。

○川崎委員 実は、先ほどの調査の簡略化といいますか、効率化と関連してしまっていて、もう論点が出たのかなと思っていますので、改めて申すまでもないかもしれませんが、今回の変更で、属人的な部分が減っていくということがあるようだというので、それは困ったなというユーザー側からの声は確かにあると思います。そうすると、この海面漁業生産統計調査と、例えば、流通の入り口である水産物流通統計調査ですか。両調査の役割分担とか、あるいは調査対象の重なり方、あるいはその相違点がどれぐらいあるのか。それによって、どんなことが分かるだろうかというのが整理できたら良いなと思います。

それから、もう1つは、先ほど来の漁港港勢調査についても、ユーザー側から見れば、今回の変更だと情報が足りなくなるということですが、漁港港勢調査でここまで補える。それで補えない分を、例えば、漁業センサスで補えるとか、そういうようなことが、もう少しうまくすっきり説明していただくとありがたいなと思います。

そのような観点から、海面漁業生産統計が他の統計とどう関係しているのかということも、もう少しかみ砕いて御説明いただけたらありがたいという趣旨です。申し上げている趣旨は、伝わりますでしょうか。

○河井部会長 ありがとうございます。それでは、農林水産省から御説明をお願いいたします。

○窪田農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 申し訳ございませんが、十分な準備ができていないので、川崎委員の御疑問に全て答えることはなかなか難しいのかなと思っています。漁業生産統計が属人による生産というところですが、産地水産物流通調査というのは何を捉えているかというところ、主要な産地市場において、競りにかけた卸売業者を調査の対象として、その市場での流通量、市場は漁協の場合が多いと思うのですが、その市場の流通量を捉えている調査です。漁業生産統計との関連性ということであれば、漁獲量として獲った数量が、この漁業生産統計の中で表せるわけですが、産地水産物流通調

査は、その後それがどうなっているか。特に産地市場における流通量を捉えているということで、主に水揚量を海面漁業生産統計調査で把握しているのに対し、それ以降の流通の関係でどうなっているかということをつめるのが産地水産物流通調査です。

川崎委員の御疑問に全て答えているとは思えないのですが、一応、今ある情報ですとそういう形です。

**○川崎委員** これは私だけが分かっていなくて、ほかの方はお分かりなのかもしれません。初歩的な質問かもしれませんが、海面漁業生産統計調査でも調査対象が水揚機関となっていますよね。ということは、私の理解だと水揚げであって、属人の漁獲に正確になっていないのではないかと思ったりするのですが、それは私の誤解ですか。

というのは、もう一方で、流通の方も水揚機関を調べているので、明らかに水揚げで流通の入り口の部分を調べているということになるので、そういう意味では、かなり海面漁業生産統計調査で調べているものと流通部分とが近づいてしまっているのではないか。そういう意味で、先ほど来の属人的な、漁港に属するどの漁業者が何を獲ったかという漁獲部分は、今回、ますます少なくなっていくのかなと思われま。

それでも是なのか非なのかが、今の論点だと思うのですが、その関係がよく分かっていないので、生産統計と言いながら、かなり水揚げの属地的なものになっているように感じているのですが、それは私の誤解でしょうか。

**○窪田農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長** 水揚機関というのは、もしかしたらミスリーディングなのかもしれません。属人統計ですので、その人がどこで揚げたかに係らず、その人の生産量ということで計上されるわけです。極端なことを言って、そういう人がいるとは思わないのですが、いろいろなところで揚げたとしても、それはそれで、その人の居る都道府県の生産ということになります。

**○川崎委員** 結局、そうなってくると、水揚機関というものの定義が、私は正確に理解できていないから、この質問をしているかもしれないのですが、水揚機関というものは市場を作っているところだと確か書いてあったと思うのです。そうすると、市場に入ってくるのは、あらゆる場所の漁業者が入って来ることかなと思うので、結局は、水揚げされた場所の数字が出るのが、この生産統計になってしまっているのではないかという疑問を持ったということです。私の誤解だったら、正していただけたらと思います。

ほかの委員の方、私の誤解に関して御存じでしたら、教えていただけたらと思います。

**○三木専門委員** 水産物流通統計ですが、かつての構成としては、産地市場調査と消費地市場調査、あと加工・在庫の部分の大体大きく3つに分かれていたのですが、平成十何年かに消費地市場の調査を廃止したのですが、それを代替するのが消費地市場ですから、例えば、築地市場であれば東京都がデータを持っているということで、そっちのデータで代替してユーザーは使ってくださいという話になりました。残ったのが、主に市場で言えば、産地市場のデータです。しかしながら、これは、全て網羅しているわけではなくて、主要何港という形でとっているだけです。ですから、全国網羅的なデータはないということです。川崎委員がおっしゃったように、イメージとしては属地的な感じですが、市場に通るまでに、ほかの市場に転送されるものもあるということ、逆に陸送と言いまして、他港で

獲れたものを、こちらの市場で揚げた方が、価格がよくなるというような見込みで送り物というものがあるのですが、そういうものも加わって、その統計に載るという形のため、属地ともまた異なるものとなっています。

○川崎委員 市場の方に入ってくるような数字なのですね。

○三木専門委員 あくまで市場としての取扱量ということになります。

○川崎委員 なるほど。そうすると生産だから捉えているものは、漁獲の最初のキャッチした部分だけということですね。それをどこに揚がるかは関係ない。そういう意味では、やはり唯一無二の情報を把握しているというのが、この海面漁業生産統計ということになるわけですね。理解できました。ということであれば、確かに削られると困るというユーザの声は理解できるなどだんだん傾いてまいりました。

私は、何となく、重なりがあるのかなというイメージを持っていたのですが、どこに属する漁業者が何を獲っているかという情報が、漁業政策なり地域政策として非常に重要だというのであれば、確かに、これは軽々と落としにくい項目かなというのが、これまでの全体の議論を聞いた印象です。そういうことも含めて、また次回議論していただけたらと思いました。以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。今のことで何か、付加的にコメントすることはありますか。

○窪田農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 次回、整理して、もう一度、説明させていただければと思います。

○河井部会長 分かりました。ありがとうございます。それでは、再度確認する御意見がありましたので、次の部会ですね。本日の部会では、一部の事項につきまして、再度確認・整理が必要とされた事項があります。つきましては、現在、この部会で別途審議中の農林業センサスの変更について、6月21日に部会を開催する予定としておりますが、その部会の冒頭で、調査実施者からの回答を踏まえて、改めてこの件について審議させていただきたいと思っております。

ただし、審議時間も限られたものになりますので、専門委員の方及び審議協力者のお二人につきましては、改めて御足労いただく御負担も考慮して、事前にメールで御意見等を伺った上で、次回の部会では、その御意見を踏まえた上で、改めて審議したいと思っておりますが、そのような整理で構いませんでしょうか。

それでは、そういう形で整理させていただきたいと思っております。

それでは、以上で時間になりましたので、予定していた議論につきましては終了とさせていただきます。

本件の答申案につきましては、改めて皆様方にお集まりいただく御負担をかけないように、私が答申案を作成した上で、なるべく早めに皆様にお示しし、御確認していただいた上で、部会における決議としたいと考えておりますが、そのような形で進めてよろしいでしょうか。

最終的に御了解いただきました答申案につきましては、7月20日開催予定の統計委員会に報告すべく準備を進めたいと思っております。

なお、本日の部会の議事概要及び議事録につきましては、後日、事務局からメールにて御照会させていただきますので、御対応よろしくお願いいたします。

改めて審議する事項も一部残りましたが、ほぼ審議を終えることができました。本日審議に御参加いただいた皆様には、部会長として厚く御礼を申し上げます。

それでは、以上をもちまして、本日の部会を終了いたします。ありがとうございました。